

緊急小口資金

(新型コロナウイルス感染症特例) のご案内

本資金は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少・失業した方のおられる世帯に対する貸付です。

(ただし、既に当会及び他の都道府県社会福祉協議会でこの「緊急小口資金（新型コロナウイルス感染症特例）」を借りられている世帯は対象外です。)

貸付金額 20万円以内（特別な場合）

※その他の場合は 10万円以内

特別の場合とは、以下の場合です。

- 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
- 世帯員に要介護者がいるとき ■世帯員が4人以上の世帯
- 世帯員に①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - ①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 - ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子
- 世帯員に個人事業主等があり、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

●利子	無利子
●据置期間	1年以内
●償還期間	2年（24回払い）以内
●連帯保証人	不要

担当者不在の場合もありますので、まずは裏面の相談窓口までご連絡ください。

■ 対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（減収または失業した方が申込者となっています）

■ 申込み先 住民票と住所地の一致するお住いの市区町村社会福祉協議会

■ 申込みに際して必要な書類等

〔ご本人にご用意いただくもの〕※詳細については裏面をご覧ください

- ①本人確認書類
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類
- ③住民票（世帯員全員・続柄記載のもの）
- ④貸付金振込先口座の通帳またはキャッシュカード（本人名義に限る）

〔市区町村社会福祉協議会でご記入いただくもの〕

- ⑤借入申込書兼同意書
- ⑥借用書
- ⑦収入の減少状況に関する申立書
- ⑧その他、大阪府社会福祉協議会が指定する書類

■ 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座（申込者名義に限る）に振り込みます。送金は貸付決定後、隨時行います。

■ 儻還について

原則として金融機関口座引落しで毎月償還いただきます。償還開始は据置期間経過後（1～12ヶ月）です。償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

〔ご返済金額〕【例】

10万円の場合 1回目～23回目 ⇒4,160円
最終回（24回目）⇒4,320円

20万円の場合 1回目～23回目 ⇒8,330円
最終回（24回目）⇒8,410円

■ 貸付できない世帯

- 生活保護受給中の世帯 この特例による貸付をすでに大阪府及び他都道府県で借りている世帯
- 借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合 破産申立手続中の方
- 本会が貸付不適当と判断する世帯

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15 Tel 06-6776-2232

ご本人様にご用意いただくもの

①本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード、住基カード、パスポート、健康保険証等
②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類	(減収の場合) 収入減前と後の給与明細、または給与の振り込まれている口座明細、就業先の休業等が確認できるもの (失業の場合) 離職票、退職時の源泉徴収票等 上記の書類は「収入の減収状況にかかる申立書」を記入する際の資料となります。ご用意できない場合は無くとも構いません。
③住民票	発行3か月以内の続柄が記載されている世帯員全員の住民票 外国籍のかたは在留資格・期間が記載されていること。 <u>※マイナンバーは記載しないでください。</u>
④通帳またはキャッシュカード	貸付金の振込を希望する金融機関の口座の通帳またはキャッシュカード(本人名義に限る)

※その他必要に応じて大阪府社会福祉協議会より追加で書類を求めることがあります。

今回の特例措置では、償還時において、なお所得減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとされています。

新型コロナウイルス感染症との関係など個別に事情を聞き取り、貸付判断を行います。

審査により貸付金額の減額又は貸付を行わないことがあります。

また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をうけた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

○申込・受付窓口

社会福祉法人藤井寺市社会福祉協議会

住所 藤井寺市北岡1丁目2番8号

電話 072-938-8220